

【2021 年度】がんばる中小企業の皆様へ

さぬき市中小企業等振興支援事業補助金のご案内

さぬき市では、市内のがんばる中小企業・小規模企業者の皆様に支援します。企業活動に伴う各種事業に対し、その経費の一部を補助します。

受付期間

令和3年4月7日から令和4年2月28日まで

※ 予算がなくなり次第終了します。

対象者

さぬき市内の中小企業及び小規模企業者

補助事業

特産品開発・改良事業／デザイン等活用事業／知的財産権取得事業／展示会・商談会出展事業／IT 等活用事業／自社 PR ツール作成事業／創業事業／新規事業広告宣伝事業／人材育成事業／経営革新事業

補助率

補助対象事業費の3分の2以内

補助金額

裏面参照（各事業により上限額が異なります。）

申込方法

交付申請書（市HPよりダウンロード）に必要事項を記入の上、添付書類と合わせて下記の提出先まで提出してください。

- ※ 申請時の押印は不要です。
- ※ 必ず、事業着手前に提出してください。
- ※ 交付決定前の事業着手は対象外となります。
- ※ 同一年度に同一事業を複数回申請することはできません。
- ※ 提出は、郵送又は持参可としますが、書類に不備がある場合は、申請を受理できない場合がありますので、ご注意ください。

★ 詳しくは、「さぬき市中小企業等振興支援事業補助金交付要綱」及び「手引き」でご確認いただくか、下記問合せ先までご連絡ください。

■ 問合せ・提出先

さぬき市建設経済部商工観光課（〒769-2195 さぬき市志度 5385 番地 8）

（TEL）087-894-1114 （FAX）087-894-3444 （E-mail）syokokanko@city.sanuki.lg.jp

（HP）<https://www.city.sanuki.kagawa.jp/life/agriculture#agr8>

さぬき市中小企業等振興支援事業補助金 補助対象事業一覧

補助対象事業			補助対象経費	補助 限度額
No.	区分	内容		
1	特産品開発・改良	市内の地域資源を活用した特産品の新規開発、既存商品の改良など	専門家謝金、出張旅費、試作品作成に係る原材料費、機械装置リース料、委託費、印刷製本費、マーケティング調査費、広告宣伝費	30万円
2	デザイン等活用	デザインの開発・改良等による、商品力向上、自社ブランドの構築など	専門家謝金、出張旅費、委託費、印刷製本費など	20万円
3	知的財産権取得	特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の取得に係る出願など	出願に要する経費	10万円
4	展示会・商談会出展	販路開拓を目的とした市外で開催される展示会・商談会への出展(販売が主目的のものを除く。)	出展経費、旅費、運搬費など	10万円 (国外：15万円、県内：5万円)
5	IT等活用	自社ホームページ等の作成又は変更、インターネットショップへの出店、開設、キャッシュレス決済端末の導入など	委託費、プロバイダー契約料、サーバー契約料、新規回線加入料、独自ドメイン取得料、インターネットショップ入会金など	20万円
6	自社PRツール作成	自社PRを目的とした会社案内、カタログ、パンフレット、看板等の作成など(一時的又は簡易的なものを除く。)	PRツール作成に要するデザイン委託費、印刷製本費など	10万円
7	創業	創業後1年以内における販路開拓に要する広告宣伝	広告宣伝費、出張旅費など	30万円
8	新規事業広告宣伝	新製品等のPR、新規事業に係る販路開拓に要する広告宣伝など(販売・事業開始後3年以内のものに限る。)	広告宣伝費、出張旅費など	20万円
9	人材育成	業務に関連する研修受講、資格新規取得など(普通自動車運転免許又は資格の更新を除く。)	受講料、講師謝金、受験料など	10万円
10	経営革新	経営革新に必要と認められる専門家の招へい、事業承継、6次産業化の取組、SDGsの取組、BCPの策定など	専門家謝金、研究経費、委託費など	30万円

★ 全ての事業において、補助率は、補助対象経費（税抜）の2 / 3以内（千円未満切捨）とする。

★ 申請は、補助事業区分ごとに、同一年度内において1事業者につき1回限りとする。